長」、「総合水資源管理戦略室長　道路政策企画室長　高速道路経営管理室長」及び「道路経済調査室長　道路環境調査室長　住宅企画官　民間事業支援調整室長　住環境整備室長」を削り、「安全衛生室長　首席運航労務監理官」を「首席運航労務監理官　安全衛生室長　国際業務調整官（船員政策課に所属する者に限る。）」に改め、「、国土政策局総務課、土地・建設産業局総務課、都市局総務課」を削り、「道路局総務課」の下に「、自動車局安全政策課」を加え、「港湾局管理課」を「海技課、港湾局総務課」に改め、「、特別地域振興官」を削り、同部国土技術政策総合研究所の項中「、環境研究部」を削る。

別表備考第一項中「平成二十五年五月三十一日」を「平成二十五年八月三十一日」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

**○国家公安委員会規則第十一号**

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）第三条の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

**○総務省告示第三百六十五号**

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第六項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じたので、その旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

政党交付金の返還命令

政党の名称　　返還すべき政党交付金の額

民主党　40,529,758円

みんなの党　101,117円

国民新党　5,441,501円

政党交付金の返還命令

政党の名称

政党交付金の返還命令

（理由）政党助成法第33条第2項第4号に該当するため。

政党の名称

政党交付金の返還命令

（理由）政党助成法第33条第2項第4号に該当するため。

政党の名称

政党交付金の返還命令

（理由）政党助成法第33条第2項第2号又は第4号に該当するため。

政党の名称

政党交付金の返還命令

（理由）政党助成法第33条第2項第4号に該当するため。

**○総務省告示第三百六十六号**

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の八の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二十六号（外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月二十九日から施行する。

平成二十五年九月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第七号中「第二十九条」を「第十二条」に改め、同条第二十六号中「第十五条第一項第六号」を「第十五条第一項第七号」に改める。

**附　則**

この規則は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。ただし、第十二条第二十六号の改正規定は公布の日から施行する。

# 告　示

**○宮内庁告示第九号**

天皇皇后両陛下は、熊本県において開催される第三十三回全国豊かな海づくり大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十月二十六日から同月二十八日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十五年九月二十七日

宮内庁長官　風岡　典之

別表第一号に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 10　ニュージーランド | General Amateur Operator's Certificate | 第一級アマチュア無線技士 | 第一級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作 |

**○法務省告示第三百五十三号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十七日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号中「平成二十二年十二月二十七日」を「平成二十五年十二月二十七日」に改める。

**附　則**

この告示は、平成二十五年十二月二十七日から施行する。

**○法務省告示第三百五十四号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十七日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表日立粉末冶金株式会社の項及び日本グラスファイバー工業株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| トピー工業株式会社 | 東京都品川区大崎一丁目二番二号 | 金属プレス加工 |
| 三恵技研工業株式会社 | 東京都北区赤羽南二丁目五番一号 | 溶接 |
| コクヨファニチャー株式会社 | 大阪府大阪市東成区大今里南六丁目一番一号 | 溶接、塗装、工場板金 |
| 極東開発工業株式会社 | 兵庫県西宮市甲子園口六丁目一番四十五号 | 溶接 |

同号ロの表シチズン東北株式会社の項からトキロン株式会社の項まで及び株式会社清田アルマイトの項を削り、同表有限会社上岡軽合金鋳造所の項中「栃木県下都賀郡藤岡町大字太田八百十八番地」を「栃木県栃木市藤岡町太田八百十八番地」に改め、同表株式会社黒崎金属の項、太陽農産株式会社の項、今井精機株式会社の項、須永工業株式会社の項、明和アペックス株式会社の項、有限会社眞後螺子製作所の項、株式会社ウェルディングアロイズ・ジャパンの項、紘永ＣＭＣ株式会社の項、技研金物株式会社の項、大木産業株式会社の項、有限会社松下塗装工業所の項、山下金属工業株式会社の項、有限会社笠原の項、二宮産業株式会社の項、髙木農園の項、柏染谷農場の項、東京機工株式会社の項、ニチアス株式会社の項、林総事株式会社の項、昭輪工業株式会社の項、大飯建設株式会社の項から株式会社三立ロール製作所の項まで、リバースチール株式会社の項、東急車輛製造株式会社の項、株式会社フルチュウの項、新潟造船株式会社の項からコマツキャステックス株式会社の項まで、有限会社丸山工業の項、株式会社サンダイカストの項、三光製作株式会社の項、株式会社カネロク水産の項、ピンテックの項、株式会社梅の木の項、富士化工株式会社の項、株式会社丸八塗装の項、有限会社イガタ製作所の項、株式会社富士金型製作所の項、鶴屋水産株式会社の項、株式会社ダイシンの項、豊田プレス工業株式会社の項、利達工業株式会社の項、有限会社イソガイプラスチックの項、株式会社伸栄製作所の項から正起マテリアル株式会社の項まで、ギルド株式会社の項、株式会社エム・イー・エス由良の項、株式会社共和工業所の項、藤田被服有限会社の項、株式会社三造エムテックの項、備南工業株式会社の項、田口鉄工株式会社の項、共栄工業有限会社の項から有限会社一福の項まで、有限会社道上鉄工所の項、株式会社モリメッキの項及び株式会社菱化製作所の項を削り、同表福田鋼機株式会社の項中「兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目四番十二号」を「兵庫県尼崎市南初島町四丁目三番地」に改め、同表に次のように加える。